

## ○静岡県立裾野高等学校の施設等の開放に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、静岡県立裾野高等学校の施設等の開放について、その円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用者の範囲)

第2条 要綱第5条に定める開放施設等を利用できるものは、文化活動又はスポーツ活動を目的に掲げ、代表者を成人とする5人以上の団体とする。

### (利用団体の登録)

第3条 要綱第5条の規定に基づき、開放施設等を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、翌年度の利用について3月1日から3月12日までの間に開放施設等利用者登録申請書（様式第1号）及び利用者名簿（様式第2号）を静岡県立裾野高等学校施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）へ提出しなければならない。

- 2 施設開放委員会は、登録申請書を審査し、承認した団体には登録証（様式第3号）を交付する。
- 3 3月13日以降における登録申請については、直近の施設開放委員会において審査し、承認した団体には登録証を交付する。
- 4 中途の団体登録については、5月1日から7月31日までに申請のあった場合のみ、施設開放委員会において審査し、利用を承認した団体には登録証を交付する。なお、中途の利用については、10月1日からとする。

### (開放施設等の種類及び利用種目)

第4条 開放施設は、次の表の左欄に掲げる施設とし、利用できる種目は、それぞれ同表の右欄に掲げる種目とする。

| 開放施設 | 利用できる種目                             |
|------|-------------------------------------|
| 体育館  | バレーボール、バスケットボール、その他施設開放委員会が適当と認めるもの |
| 武道場  | 柔道、剣道その他施設開放委員会が適当と認めるもの            |
| 野球場  | 野球                                  |

### (開放の日時)

第5条 開放時間は次のとおりとする。ただし、あらかじめ学校が指定した日は開放しない。なお、学校の授業・行事・部活動が行われる場合には開放日時を変更又は開放の中止をすることができる。

- 2 開放時間は30分単位とし、30分未満の時間は切り上げる。

|       | 早 朝 | 午 前                 | 午 後                  | 夜 間                  |
|-------|-----|---------------------|----------------------|----------------------|
| 体 育 館 |     | 8時00分から<br>12時00分まで | 13時00分から<br>17時00分まで | 19時30分から<br>21時30分まで |
| 武 道 場 |     | 8時00分から<br>12時00分まで | 13時00分から<br>17時00分まで | 19時00分から<br>21時30分まで |
| 野 球 場 |     | 8時00分から<br>12時00分まで | 13時00分から<br>17時00分まで | 19時00分から<br>21時30分まで |

(利用計画の決定等)

第6条 施設開放委員会は利用計画を決定の上、4月～9月分は3月1日までに、10月～翌年2月分は8月31日までに当該計画を公表する。なお、3月は施設を開放しない。

- 2 施設開放委員会は、学校運営上支障がある場合には、利用計画決定後でも利用団体に対し利用の中止を命ずることができる。

(利用の手続)

第7条 体育館及び武道場の利用団体は、開放施設等利用申請書（様式第5号）に登録証を添えて、4月～9月分は3月22日までに、10月～翌年2月分は9月15日までに、施設開放委員会に提出し、許可を受けなければならない。なお、当該期日以後及び随時の利用申請は原則として受け付けない。

- 2 野球場の利用団体は、第3条の規定による登録証の交付とあわせて野球場管理者（野球部顧問）の連絡先を通知するので団体ごと連絡を取り調整をすること。調整の結果、利用希望日の内諾を得たのち、適宜、開放施設等利用申請書（様式第5号）に登録証を添えて、施設開放委員会に提出すること。
- 3 施設開放委員会は、前項及び前々項の申請を許可したときは、開放施設等利用許可証（様式第4号）を交付する。
- 4 利用団体は、開放施設等の使用が終わった場合は、速やかに施設開放委員会が定める形式で利用報告をしなければならない。
- 5 第1項及び第2項の許可を受けた者が、辞退又は変更しようとするときは、施設開放委員会に速やかに申し出、その指示を受けなければならない。

(利用の調整)

第8条 同一の開放施設等を2団体以上が利用申込みをした場合は、相互の話し合い又は抽選により利用者を決定する。

(経費)

第9条 電気料等利用実費が明確に判明する経費については、利用団体が負担する。

2 電気料は、「行政財産の使用許可等の事務取扱いについて」（最終改正平成29年3月31日財管第562号）第6項により算定した使用電気料相当額を徴収する。ただし、部分使用の場合は、使用面積等により按分する。

3 電気料以外の経費のうち、利用者負担が適当と思われるものについては、県教育委員会と協議の上決定する。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用団体は、開放施設等の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 開放施設等の鍵の借用及び返還は、施設開放委員会の指示に従うこと。
- (3) 指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (4) 学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと。
- (5) 敷地内における飲酒、喫煙を禁止する。
- (6) 火気の使用を禁止する。
- (7) 開放施設等へ危険物を持ち込まないこと。
- (8) 騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと。
- (9) 利用終了後は清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
- (10) 開放施設・設備を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。
- (11) 登録証及び学校施設利用許可書を他の団体に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (12) 張り紙等の行為を禁止する。

附則

この改正は令和7年2月13日から施行する。